

法改正に伴う手続の導入について（案）

1. 「計画段階環境配慮書手続」について

法対象事業における「計画段階環境配慮書手続」（環境影響評価法の改正により平成 25 年 4 月から導入）については、① 事業計画の検討段階から環境配慮を行うことで環境影響の一層の回避・低減が期待できること、② 全国でも多くの団体（22 都道府県・13 政令市）で取り入れられていることから、本県においても積極的な導入を図ることとする。

（1）計画段階環境配慮書の作成の対象事業については、以下のとおり。

- 第 1 種事業については、義務規定として規定。
- 第 2 種事業 " 長野県、国、他の地方公共団体等^{※1}は義務付け、民間事業は努力義務ないしは任意規定として規定。
- 法第 2 種事業 " ① 条例第 1 種事業と同等以上の規模のもの^{※2}及び② 条例第 2 種事業と同等以上の規模で、県・国・他の地方公共団体等が事業者となるもの^{※2}は義務規定として、①及び②以外の事業は努力義務ないし任意規定として規定。

（2）計画段階環境配慮書に係る次の手続については、義務規定として規定。

- 知事意見の提出
- 知事意見提出時の技術委員会、関係市町村の意見聴取
- 事業者が行う住民からの意見聴取

※ 1 「等」は、長野県、国、他の地方公共団体と同視できるものを規則で規定。

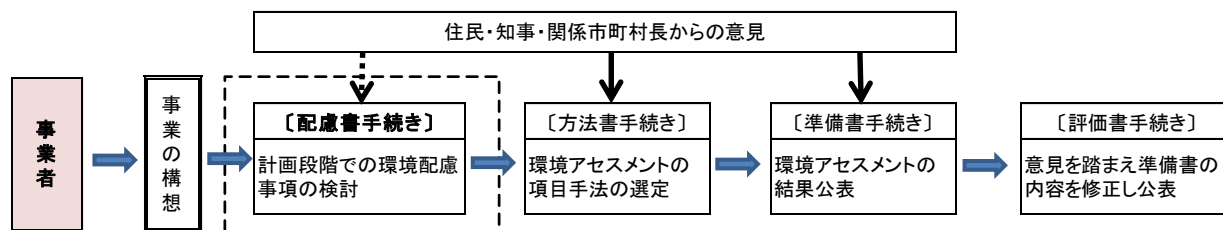
※ 2 法第 2 種事業のうち義務付けをする事業

- ① 条例第 1 種事業と同等以上の規模のもの
【ダム、飛行場、廃棄物最終処分場、住宅団地・工業団地・流通業務団地の造成】
- ② 条例第 2 種事業と同等以上の規模で、県・国・他の地方公共団体等が事業者となるもの
【一般国道、林道、鉄道・軌道、飛行場（滑走路延長）、土地区画整理事業】

【参考】計画段階環境配慮書手続とは

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う「計画段階環境配慮書」を作成・公表し、意見聴取を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続であり、環境影響評価法の改正により平成 25 年 4 月 1 日から導入された。

（改正後の環境影響評価法における手続の流れ）



2. その他の法改正に伴う手続について

以下の手続について、本県においても導入を図ることとする。

- （1）方法書要約書の作成及び説明会の開催の義務化（39 都道府県・16 政令市で導入）
- （2）環境影響評価図書の電子縦覧の義務化（38 道府県・17 政令市で導入）
- （3）事後調査報告書の公表の義務化（41 都道府県・18 政令市で導入）